

健生食輸発0610第2号
令和7年6月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産エゴマのパクロブトラゾール、中国産だいこんのチアメトキサム及びピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のエトキサゾール並びにインド産カレーリーフのフェントエート)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年6月6日付け健生食輸発0606第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産エゴマのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、地方自治体を実施した収去検査の結果、中国産だいこん及びピーマンにおいて、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

さらに、過去一年間の検査実績を踏まえインド産カレーリーフについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール
- ・中国産だいこん及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム
- ・中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のエトキサゾール

2. 別表第3への追加

- ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロブトラゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BUSAN AGRICULTURAL COOPERATIVE AND FIRE DEPARTMENT」であるものに限る。)

3 . 別表第 2 から削除

- ・インド産カレーリーフ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のフェントエート

4 . 別表第 3 から削除

- ・インド産カレーリーフ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のフェントエート（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AMBIKA GLOBAL FOODS & BEVERAGES PRIVATE LTD.」であるものに限る。）